

# 青森県報

第二千八百七十二号

平成十九年  
十二月十九日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間 採用試験の  
期日等……………(市 興町 課 村) …… 一
- 青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の  
公開……………(水産振興課) …… 一
- 右 同……………( 同 ) …… 二
- 選挙管理委員会  
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の  
数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超え  
る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ  
て得た数とを合算して得た数)……………(事 務 局) …… 二

## 告

## 示

青森県告示第八百五十七号

二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の平成十九年度第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定め、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成十九年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成十九年十二月十日から平成二十年二月八日まで		
試験期日	開始時刻	試 験 場	
平成二十年二月十七日(日)	受付後に	位 置	名 称
	通知	青森市大字浪館字近野四五戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊青森駐屯地 陸上自衛隊八戸駐屯地

青森県告示第八百五十八号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	住 所	期 日	場 所
笹 谷 清 水		下北郡大間町大字奥戸字館ノ上五二の一	平成二十年一月十七日午前十時三十分	青森市長島一丁目の一 青森県庁西棟八階中会議室

### 二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第七条の規定により漁業の許可を受けた船舶に対する同

規則第五十一条第一項の規定によるてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目の一

青森県告示第八百五十九号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則(平成六年九月青森県規則第五十一号)第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

当 事 者	氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	住 所	期 日	聴聞の期日及び場所
菊 池 正 義	下北郡大間町大字大間字大間平三八の六八八	平成二十年一月十七日午後一時	青森市長島一丁目一の西棟八階中会議室	

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産局水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目の一

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第百十五号

平成十九年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。))の規定により次のとおり告示する。

平成十九年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、五八六 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

二六三、二二五 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

- 東津軽郡選挙区 八、三八五 人
- 西津軽郡選挙区 六、七五三 人
- 南津軽郡選挙区 六、九六六 人
- 北津軽郡選挙区 八、五五九 人
- 上北郡選挙区 二九、二五八 人
- 三戸郡選挙区 二二、二〇五 人

---

青森市選挙区	八四、七四五	人
弘前市選挙区	五一、六九二	人
八戸市選挙区	六六、一七六	人
黒石市選挙区	一〇、四二七	人
五所川原市選挙区	二一、二七三	人
十和田市選挙区	一八、二五一	人
三沢市選挙区	一一、二三九	人
むつ市選挙区	二三、二三三	人
つがる市選挙区	一〇、八一八	人
平川市選挙区	一三、一二二	人

---

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭